

	<p>のの交付</p>	<p>リメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額</p> <p>(2) 日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額</p>		<p>ものの交付</p>	<p>メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額</p> <p>(2) 日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額</p>	
<p>備考</p> <p>1) 1の項ア、イ、エ又は2の項アの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p> <p>2) 表中にある「日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク」とはCD-Rのことを指し、「日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク」とはDVD-Rのことを指す。</p>		<p>備考</p> <p>1) 1の項ア、ウ、オ又は2の項アの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p> <p>2) 表中にある「日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク」とはCD-Rのことを指し、「日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク」とはDVD-Rのことを指す。</p>				

<p><u>文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。</u> (個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 室は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>[(1)~(4) 略] (目録の作成及び公表)</p> <p>第9条 室は、特定歴史公文書等に関して、次の各号に掲げる事項について1つの集合物ごとに記載した目録を作成する。</p> <p>[(1)~(9) 略] (10) <u>インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否</u></p> <p>[(11)~(12) 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 室は、第1項に規定する目録を室に備えて一般の閲覧に供するとともに、<u>インターネットの利用等により公表しなければならない。</u></p> <p>第3章 利用 第1節 利用の請求 (利用請求の手続)</p> <p>第10条 室は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求(以下「利用請求」という。)をしようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号及び目録に記載された名称</u></p> <p>[(2)の規定に含めるため、号を削る。] (3) <u>希望する利用の方法(※任意)</u> (4) <u>前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第19条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数、写しの交付の方法(※任意)</u></p> <p>2 [略]</p>	<p><u>向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえた複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成する。</u> (個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 室は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、<u>当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</u></p> <p>[(1)~(4) 略] (目録の作成及び公表)</p> <p>第9条 室は、特定歴史公文書等に関して、次の各号に掲げる事項について1つの集合物ごとに記載した目録を作成する。</p> <p>[(1)~(9) 略] (10) <u>利用することができる複製物の存否</u></p> <p>[(11)~(12) 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 室は、第1項に規定する目録を<u>閲覧室に備え付けておくとともに、</u>インターネットの利用等により公表する。</p> <p>[章を加える。] [節を加える。] (利用請求の手続)</p> <p>第10条 室は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求(以下「利用請求」という。)をしようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>利用請求に係る特定歴史公文書等の目録に記載された名称</u></p> <p>(3) <u>利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号</u> (4) <u>希望する利用の方法(任意)</u> (5) <u>前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第19条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数(任意)</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドラインの規定に基づき追加するもの。 ガイドラインの規定に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
--	---	---

3 第1項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合、第2号の方法において必要な送料は、利用請求をする者が負担するものとする。

(1) [略]

(2) 室に郵送等する方法

(3) [略]

4 前項第2号及び第3号に定める方法による利用請求については、利用請求書が室に到達した時点で請求がなされたものとみなす。

5 [略]

(利用請求の取扱い)

第11条 室は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

[(1)～(2) 略]

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 室は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないとする考え方を踏まえるものとする。

(部分利用)

第12条 室は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同条第1項第1号に掲げる情報又は第1項第2号の条件に係る情報(以下「利用制限情報」という。)が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に規定する区分は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行う。

(1) 文書又は図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法(ただし、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されてい

3 第1項の提出の方法は、次のいずれかによるものとする。この場合、第2号の方法において必要な郵送料は、利用請求をする者が負担するものとする。

(1) [略]

(2) 室に郵送する方法

(3) [略]

4 前項第2号及び同項第3号に定める方法による利用請求については、利用請求書が室に到達した時点で請求がなされたものとみなす。

5 [略]

(利用請求の取扱い)

第11条 室は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用に供するものとする。

[(1)～(2) 略]

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。

3 室は、前項において時の経過を考慮するにあたっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

(部分利用)

第12条 室は、前条第1項第1号又は同項第2号に掲げる場合であっても、同項第1号に掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報(以下この条において「利用制限情報」という。)が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に規定する区分の方法は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の種類に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 文書又は図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を墨塗りする方法(ただし、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されてい

ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドライン改正に基づき変更するもの。

<p>る範囲を被覆する方法によることを妨げない。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、<u>利用させなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の情報</u>が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 第10条第3項第2号又は第3号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、<u>当該利用請求者は前項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして室が適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)</u>を室に提出すれば足りる。</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 室は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を通知して、法第18条第1項に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>2 室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等</p>	<p>る範囲を被覆する方法によることを妨げない。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、<u>利用に供するものとする。</u></p> <p>(1) <u>利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所</u>が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 第10条第3項第2号又は第3号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、<u>当該利用請求をする者は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして室が適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)</u>を室に提出すれば足りるものとする。</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 室は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を通知して、法第18条第1項に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>2 室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等</p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
---	--	--

<p>の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>〔(1)～(2) 略〕</p> <p>(3) <u>法第18条第2項の規定を適用する理由</u></p> <p>〔(4)～(5) 略〕</p> <p>3 室は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した<u>意見書</u>（以下「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、室は、その決定後直ちに、<u>当該反対意見書</u>を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（利用決定）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 室は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>第1項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる</u>。この場合において、室は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。</p> <p>4 室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその<u>全て</u>について利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、室は、<u>利用請求があった日から30日以内</u>（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、<u>次の各号に掲げる事項</u>を書面により通知しなければならない。</p> <p>〔(1)～(2) 略〕</p>	<p>の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>〔(1)～(2) 略〕</p> <p>(3) <u>利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</u></p> <p>〔(4)～(5) 略〕</p> <p>3 室は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した<u>意見書</u>を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、室は、その決定後直ちに、<u>当該意見書</u>（第21条において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、法第18条第4項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（利用決定）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 室は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる</u>。この場合において、室は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。</p> <p>4 室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその<u>すべて</u>について利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、室は、<u>利用請求があった日の翌日から30日以内</u>（第10条第5項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、<u>次に掲げる事項</u>を書面により通知しなければならない。</p> <p>〔(1)～(2) 略〕</p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
---	--	---

<p>(利用決定の通知)</p> <p>第 16 条 室は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、<u>次の各号に掲げる事項</u>について記載した通知書（以下「<u>利用決定通知書</u>」という。）により決定の内容を通知しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第 1 号の方法において必要な<u>送料</u>は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>(1) 利用決定通知書を利用請求者に<u>郵送</u>する方法</p> <p>(2) [略]</p> <p>(利用の方法)</p> <p>第 17 条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行う。</p> <p>(1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの<u>聴取</u>、視聴又は<u>閲覧</u></p> <p>[(2)～(3) 略]</p> <p>[2～3 略]</p> <p>4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から 30 日以内での提出を<u>求める</u>。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(閲覧の方法等)</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第 19 条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、室は、利用請求者に対し、具体的な範囲の<u>特定を求める</u>。</p> <p>2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から室が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた<u>上で実施するものとする</u>。</p> <p>(1) 文書又は図画（第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）</p> <p>イ [略]</p>	<p>(利用決定の通知)</p> <p>第 16 条 室は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、<u>以下の事項</u>について記載した通知書（以下「<u>利用決定通知書</u>」という。）により決定の内容を通知しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第 1 号の方法において必要な<u>郵送料</u>は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>(1) 利用決定通知書を利用請求者に<u>郵送</u>する方法</p> <p>(2) [略]</p> <p>(利用の方法)</p> <p>第 17 条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行う。</p> <p>(1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの<u>閲覧</u>、視聴又は<u>聴取</u></p> <p>[(2)～(3) 略]</p> <p>[2～3 略]</p> <p>4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から 30 日以内での提出を<u>求めるものとする</u>。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(閲覧の方法等)</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第 19 条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、室は、利用請求者に対し、具体的な範囲の<u>特定を求めるものとする</u>。</p> <p>2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から室が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた<u>上で、実施するものとする</u>。</p> <p>(1) 文書又は図画（第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）</p> <p>イ [略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
--	---	---

<p>ロ <u>スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録</u></p> <p>ハ <u>スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの</u></p> <p>ニ <u>スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</u></p> <p>ホ <u>スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</u></p> <p>[ハに規定するため削る。]</p> <p>[ロの規定に含めるため削る。]</p> <p>[ニ、ホの規定に含めるため削る。]</p> <p>[ハの規定に含めるため削る。]</p> <p>(2) 電磁的記録</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ [略]</p> <p>ハ <u>電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</u></p> <p>ニ <u>電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 室は、<u>次条に定める手数料の納付が確認されたのち</u>、速やかに写しの交付を行うものとする。</p> <p>5 写しの交付は、室において行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な<u>送料</u>は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>(1) <u>郵便等を用いて利用請求者に送付する方法</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(手数料等)</p> <p>第 20 条 室は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料の納入を、次の各号に定めるもののうち、室が指定する方法により受け取るものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>ロ <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録</u> [加える。]</p> <p>ハ <u>ロを光ディスク等に複写したもの</u></p> <p>[加える。]</p> <p>ニ <u>ロを用紙に出力したもの</u></p> <p>ホ <u>デジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録</u></p> <p>ヘ <u>ホを光ディスク等に複写したもの</u></p> <p>ト <u>ホを用紙に出力したもの</u></p> <p>(2) 電磁的記録</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ [略]</p> <p>ハ <u>ロを光ディスク等に複写したもの</u></p> <p>[加える。]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 室は、<u>第 20 条に定める手数料の納付が確認されたのち</u>、速やかに写しの交付を行うものとする。</p> <p>5 写しの交付は、室において行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な<u>郵送料</u>は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>(1) <u>利用請求者に郵送する方法</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(手数料等)</p> <p>第 20 条 室は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料の納入を、次の各号に定めるもののうち、室が指定する方法により受け取るものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき削除するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
--	--	---

<p>(2) 室に郵便書留で送付する方法</p> <p>2 前項第2号の方法をとるための手続に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(審査請求)</p> <p>第21条 国立大学法人神戸大学長(以下「学長」という。)は、法第21条第1項に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法第28条第1項に基づく公文書管理委員会(以下「公文書管理委員会」という。)に法第21条第4項に基づく諮問をしなければならない。</p> <p>[(1)~(2) 略]</p> <p>2 学長は、前項の諮問をした場合は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 学長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決をしなければならない。</p> <p>第2節 利用の促進</p> <p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 室は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第1節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>[第23条~第24条 略]</p> <p>(原本の特別利用)</p> <p>第25条 室は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し特別に原本を利用に供することができる。</p> <p>(レファレンス)</p> <p>第26条 室は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解読・翻訳、法律相談、学習課題の回答等、室の業務として情報提供することが適当でない認められる場合はこの限りでない。</p>	<p>(2) 室に現金書留で送付する方法</p> <p>2 前項第2号の手続に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(審査請求)</p> <p>第21条 神戸大学長は、法第21条に基づく審査請求があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>[(1)~(2) 略]</p> <p>2 神戸大学長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 神戸大学長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。</p> <p>[節を加える。]</p> <p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 室は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第10条から第21条までに定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するものとする。</p> <p>2 室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとする。</p> <p>[第23条~第24条 略]</p> <p>(原本の特別利用)</p> <p>第25条 室は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、利用者に対し特別に原本を利用に供することができる。</p> <p>(レファレンス)</p> <p>第26条 室は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、次に掲げるレファレンスを行う。ただし、鑑定の依頼、文書の解読・翻訳、法律相談、学習課題の回答等、室の業務として情報提供することが適当でない認められる場合はこの限りでない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>審査請求に関する手続の明確化を図るため、変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドラインの規定に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
---	---	---

<p>[号を削る。] [号を削る。] [号を削る。] [号を削る。]</p> <p>2 室は、<u>閲覧室の開室時間中</u>、口頭、電話、書面その他の方法により、<u>レファレンスに係る利用を希望する者の申込みを受け付けることができる。</u></p> <p>第3節 移管元部局等の利用 (移管元部局等の利用)</p> <p>第27条 室は、<u>移管元部局等が、法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して身分証の提示及び移管元部局等利用請求書の提出を求める。</u></p> <p>2 移管元部局等に属する<u>利用請求者が室の外での閲覧を希望した場合</u>、室は、<u>第18条の規定にかかわらず、30日以内を限度として、その閲覧を認めることができる。</u></p> <p>第4節 利用時間及び休室日 (室の開室)</p> <p>第28条 室は、<u>利用に関する業務を実施するため、次の各号に掲げる日を除き、毎日開室する。</u> [(1)～(2) 略] (3) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日</u> [(4)～(5) 略] [2～3 略]</p> <p>第4章 廃棄 [第29条 略]</p> <p>第5章 研修 (研修の実施)</p> <p>第30条 室は、その職員に対し、<u>歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。室は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。</u></p> <p>2 室は、<u>その職員以外の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。室は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。</u></p>	<p>(1) <u>特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供</u> (2) <u>特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供</u> (3) <u>特定歴史公文書等の検索方法に係る情報の提供</u> (4) <u>特定歴史公文書等に関する参考文献、他の公文書館等に関する情報の提供</u></p> <p>2 <u>レファレンスは、閲覧室の開室時間中は随時、口頭、電話、書面その他の方法により、申し込むことができるものとする。</u></p> <p>[節を加える。] (移管元部局等の利用)</p> <p>第27条 室は、<u>特定歴史公文書等を移管した本学の部局等(以下この条において「移管元部局等」という。)</u>が、<u>法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、身分証の提示及び移管元部局等利用請求書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>2 移管元部局等に属する<u>利用者が室の外での閲覧を希望した場合</u>、室は、<u>第18条の規定にかかわらず、1月を限度として、その閲覧を認めることができる。</u></p> <p>[節を加える。] (室の開室)</p> <p>第28条 室は、<u>利用に関する業務を実施するため、次に掲げる日を除き、毎日開館する。</u> [(1)～(2) 略] (3) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。)</u> [(4)～(5) 略] [2～3 略]</p> <p>[章を加える。] [第29条 略]</p> <p>[章を加える。] (研修の実施)</p> <p>第30条 室は、その職員に対し、<u>歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u></p> <p>2 室は、<u>前項に定めるもののほか、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u></p>	<p>ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき削除するもの。 ガイドライン改正に基づき削除するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドラインの規定に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドラインの規定に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 見出しと条文の表記を合わせるため、変更するもの。 より適正な表現に修正するもの。</p> <p>ガイドラインの規定に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドラインの規定に基づき追加するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。 ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>
---	--	---

- 3 室は、第1項及び前項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修計画を立てるものとする。
- 4 室は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

第6章 雑則

[第31条 略]

(利用等要項の備付等)

第32条 室は、本要項について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

[第33条 略]

附 則 (平成 年 月 日)

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

- 3 室は、前2項の研修の実施に当たっては、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てなければならない。
- 4 室は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、研修計画の改善その他歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、その効果の把握に努めるものとする。

[章を加える。]

[第31条 略]

(利用等規則の備付等)

第32条 室は、本要項について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

[第33条 略]

ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。
ガイドライン改正に基づき変更するもの。

ガイドラインの規定に基づき追加するもの。

見出しと条文の表記を合わせるため、変更するもの。

別表 (第19条関係)

特定歴史公文書等の媒体の種類別	写しの交付方法	写しの交付に係る手数料の額
1 文書又は図画 (第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に複写したものの交付	(1) モノクロームで複写した場合 用紙 (B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき10円
		(2) カラーで複写した場合 用紙 (B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき20円
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の交付	(1) スキャナによる読取りの場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合、当該文書又は図画1枚につき10円

別表 (第19条関係)

特定歴史公文書等の媒体の種類別	写しの交付方法	写しの交付に係る手数料の額
1 文書又は図画 (第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に複写したものの交付	(1) モノクロームで複写した場合 用紙 (B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき10円
		(2) カラーで複写した場合 用紙 (B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき20円
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付	[追加] 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合、当該文書又は図画1枚につき10円

		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合、当該文書又は図画1枚につき30円			[追加]	
ハ	スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。)1枚につき20円 (ii) カラーで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。)1枚につき30円 (2) デジタルカメラによる撮影の場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。)1枚につき40円 (ii) カラーで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。)1枚につき50円	ハ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写したものの交付	(1) 日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク1枚につき100円に、当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 (2) 日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク1枚につき120円に、当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
ニ	スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク1枚につき100円に、当該文書又は図画1枚ごとに10	ニ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。)1枚につき20	

<p>合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)に複写したものの交付</p>	<p>円を加えた額</p> <p>(2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額</p>		<p>円</p> <p>(2) カラーで出力した場合 用紙 (B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。) 1 枚につき 30 円</p>	
<p>ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)に複写したものの交付</p>	<p>(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p> <p>(2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額</p>	<p>ホ デジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録の交付</p>	<p>[追加] 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合、当該文書又は図画 1 枚につき 30 円</p> <p>[追加]</p>	
<p>[削除]</p>	<p>[削除]</p>	<p>ハ デジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク等に複写したものの交付</p>	<p>(1) 日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額</p>	
<p>[削除]</p>	<p>[削除]</p>		<p>(2) 日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額</p>	

	[削除]	[削除]		ト デジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙（Ｂ５判，Ａ４判，Ｂ４判及びＡ３判に限る。）１枚につき４０円 (2) カラーで出力した場合 用紙（Ｂ５判，Ａ４判，Ｂ４判及びＡ３判に限る。）１枚につき２０円に、当該文書又は図画１枚ごとに３０円を加えた額
2 電磁的記録（第７条及び法第１６条第３項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙（Ｂ５判，Ａ４判，Ｂ４判及びＡ３判に限る。）１枚につき１０円 (2) カラーで出力した場合 用紙（Ｂ５判，Ａ４判，Ｂ４判及びＡ３判に限る。）１枚につき２０円	2 電磁的記録（第７条及び法第１６条第３項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙（Ｂ５判，Ａ４判，Ｂ４判及びＡ３判に限る。）１枚につき１０円 (2) カラーで出力した場合 用紙（Ｂ５判，Ａ４判，Ｂ４判及びＡ３判に限る。）１枚につき２０円
	ロ 電磁的記録として複写したものの交付	電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合，１ファイルにつき２１０円		ロ 電磁的記録として複写したものの交付	電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合，１ファイルにつき２１０円
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格×０６０６及び×６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り）に複写したものの交付	[削除] 光ディスク１枚につき１００円に、１ファイルごとに２１０円を加えた額		ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク等に複写したものの交付	(1) 日本工業規格×０６０６及び×６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合 光ディスク１枚につき１００円に、１ファイルごとに２１０円を加え

	三 電磁的記録として <u>複写したものを光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</u>	[削除] 光ディスク1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額			た額 (2) <u>日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスクに複写した場合</u> 光ディスク1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額	
備考 1) 1の項イ、ハ又は2の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算出する。 2) 表中にある「日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの」とはCD-Rのことを指し、「日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの」とはDVD-Rのことを指す。			備考 1) 1の項イ、 <u>同項ニ、同項ト</u> 又は2の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算出する。 2) 表中にある「日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク」とはCD-Rのことを指し、「日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク」とはDVD-Rのことを指す。			

改正後	改正前	備考
<p>広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保存等</p> <p>第1節 受入れ(第3条-第5条)</p> <p>第2節 保存(第6条-第9条)</p> <p>第3章 利用</p> <p>第1節 利用の請求(第10条-第21条)</p> <p>第2節 利用の促進(第22条-第26条)</p> <p>第3節 本学の利用(第27条)</p> <p>第4節 開館日及び利用時間(第28条)</p> <p>第4章 廃棄(第29条)</p> <p>第5章 研修(第30条)</p> <p>第6章 その他(第31条-第33条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 [略]</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第2章 <u>保存等</u></p> <p>第1節 受入れ</p> <p>(本学からの受入れ)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(寄贈・寄託された文書の受入れ)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 文書館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、<u>次の各号に掲げる措置を</u>施し、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p>	<p>広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 <u>保存</u></p> <p>第1節 受入れ(第3条-第5条)</p> <p>第2節 保存(第6条-第9条)</p> <p>第3章 利用</p> <p>第1節 利用の請求(第10条-第21条)</p> <p>第2節 利用の促進(第22条-第26条)</p> <p>第3節 本学の利用(第27条)</p> <p>第4節 開館日及び利用時間(第28条)</p> <p>第4章 廃棄(第29条)</p> <p>第5章 研修(第30条)</p> <p>第6章 その他(第31条-第33条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 [略]</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第2章 <u>保存</u></p> <p>第1節 受入れ</p> <p>(本学からの受入れ)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(寄贈・寄託された文書の受入れ)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 文書館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、<u>次に掲げる措置を</u>施し、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

<p>(著作権の調整)</p> <p>第5条 文書館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下この条において「著作物等」という。)が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</p> <p>第2節 保存 (保存方法等)</p> <p>第6条 文書館長は、特定歴史公文書等について、第29条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫(以下「書庫」という。)において永久に保存するものとする。</p> <p>2 文書館長は、書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理し、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>[3~4 略]</p> <p>(複製物)</p> <p>第7条 文書館長は、特定歴史公文書等について、<u>それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等</u>に応じ、<u>適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。</u></p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、<u>法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>(目録の作成及び公表)</p> <p>第9条 文書館長は、特定歴史公文書等に関して、<u>次の各号に掲げる事項について一つの集合物ごとに記載した目録を作成する。</u></p> <p>[(1)~(6) 略]</p> <p>(7) <u>インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否</u></p> <p>[(8)~(10) 略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(著作権の調整)</p> <p>第5条 文書館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下この条において「著作物等」という。)が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</p> <p>第2節 保存 (保存方法等)</p> <p>第6条 文書館長は、特定歴史公文書等について、第29条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫において永久に保存するものとする。</p> <p>2 文書館長は、<u>前項に定める専用の書庫</u>について、温度、湿度、照度等を適切に管理し、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>[3~4 略]</p> <p>(複製物)</p> <p>第7条 文書館長は、特定歴史公文書等について、<u>その保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえた複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成する。</u></p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、<u>法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</u></p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>(目録の作成及び公表)</p> <p>第9条 文書館長は、特定歴史公文書等に関して、<u>次に掲げる事項について一つの集合物ごとに記載した目録を作成する。</u></p> <p>[(1)~(6) 略]</p> <p>(7) <u>利用することができる複製物の存否</u></p> <p>[(8)~(10) 略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に伴い修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドラインに合わせて修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>
---	--	--